

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年9月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号：関東信越（神奈川）（受）第 2400077 号
厚生局事案番号：関東信越（神奈川）（国）第 2400010 号

第1 結論

昭和 61 年 * 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 41 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 61 年 * 月から昭和 62 年 3 月まで

平成 20 年頃、年金記録問題の調査として、「基礎年金番号に結びついていない 5,000 万件の記録の中に、あなたの記録と結びつく可能性のある記録がある。」という内容の通知書が送られてきたが、その当時、20 歳になってから就職するまでの請求期間について、両親が私の国民年金保険料を納付してくれていた意識はなく、覚えがない旨の回答をしてしまった。

しかし、その後、母親から、私の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、父親又は母親が行ってくれていた旨の話を聞いた。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、具体的な時期や方法等は分からぬものの、父親又は母親が行ってくれた旨主張しているところ、請求者は、当該期間に係る国民年金の加入手續及び保険料の納付について直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっている上、母親については、請求者から母親は何も覚えておらず話を聞くのは難しい旨の陳述があったことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手續及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳（国民年金手帳記号番号：*）において、国民年金の「はじめて被保険者となった日」欄には平成 2 年 4 月 3 日と記載され（オンライン記録によると、請求者に係る厚生年金保険の被保険者記録が基礎年金番号に統合されたことに伴い、国民年金の被保険者資格取得日は、平成 2 年 4 月 3 日から同年 4 月 4 日に訂正されている。）、平成 2 年 4 月より前に請求者が国民年金に加入した記録は確認できることから、請求者は、請求

期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に前述の国民年金手帳記号番号のほかに、請求期間当時において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間当時の住所地であったとするA市は、当該期間当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保存期間経過のため保管していない旨回答している。

また、請求者から提出された通知書（基礎年金番号に結びついていない5,000万件の記録の中に、あなたの記録と結びつく可能性のある記録がある旨の内容の通知書）について、日本年金機構は、当該通知書は「ねんきん特別便」の添付書類であり、同通知書に記載されている「あなたの記録と結びつく可能性のある記録」は、国民年金の被保険者記録ではない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。